

メディアリレーション等業務委託 企画提案仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、千葉県（以下「甲」という。）が発注する「メディアリレーション等業務委託」（以下「業務」という。）の企画提案募集及び委託に付す場合において適用される主要事項を示すものである。

この仕様書は業務の大要を示すものであり、最終的な業務委託仕様書（契約書に添付するもの）は受託者（以下「乙」という。）決定後、協議の上、甲が作成する。

2 業務の目的

効果的なパブリシティ活動を実施することで、各種メディアでの本県の露出度を高め、「千葉ならではの」価値を発信し、誘客や県産品の購買意欲を醸成するとともに、県内各地域の認知拡大とブランディングを図る。

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

4 委託業務内容

テレビ番組等へのパブリシティ活動（企画・立案を含む）を基本とし、県内各地域の認知度やイメージの向上につなげるため、有効な手段を用いて魅力・価値を発信するとともに、メディアのニーズをヒアリングし、県にフィードバックする。

なお、社会情勢を踏まえながら、実施すること。

(1) テレビ番組等へのパブリシティ活動等

①メディアへのアプローチの実施

県内各地域の持つ魅力（観光、農林水産物、歴史、文化や海に代表される豊かな自然など）について情報を収集・研究し、また、本県が話題化されるための素材等を検討の上、アプローチを提案・実施すること。

実施にあたっては、ニュースリリースを作成し配信すること。（12回以上）

②メディアとのリレーション構築

県内各地域の持つ魅力や価値を的確に伝え地域のブランディングを推進するため、波及効果の高いテレビキー局（地上波）の観光・グルメ・情報番組を中心に、個別取材や露出等の誘致活動を行い、業務の目的を達成するためのメディア露出の獲得につなげること。ただし、交通費支給型の誘致活動は行わない。

なお、テレビキー局（地上波）で24番組以上の露出を獲得すること。

併せて、メディアのニーズをヒアリングし、県にフィードバックすることで、メディアと県の双方にとって本業務が有益なものとなるよう努めること。

(2) パブリシティ活動の効果の確認及び検証並びにその報告

パブリシティ活動の効果測定するため、以下に示す効果の確認及び検証並びにその報告を行うこと。

- ① 露出を獲得した番組のクリッピング及びモニタリングを行い、メディアでの露出件数等の成果や広告換算額等の実績を検証するとともに、費用対効果について具体的に説明・報告すること。
- ② SNS等の目視による反響（メディアでの露出に起因・関連したと思われる投稿や露出のあったテレビ番組等の公式SNSによる投稿へのコメントなど）を確認すること。
- ③ ソーシャルリスニングツールの活用による網羅的な解析・分析を実施すること。
- ④ ②及び③の結果を基に、ターゲット層の意識変化や態度変容等を検証するとともに、可視化情報と併せて報告すること。
- ⑤ 協力が得られる場合は、テレビで取り上げられた施設（者）に、その反響等を確認し、報告すること。

(3) メディア発信活動の助言

本県が進めているプロモーション活動全般について、適宜専門的な視点で、アドバイスを行うこと。

(4) 自由提案

本県の魅力や価値、現在進めているプロモーション活動及び本県が進める施策等とメディアのニーズを踏まえて注目度の上がる仕掛けづくりを行うこと。

ウェブメディアやSNS等での情報拡散の企画など自由に提案すること。

企画提案の際には、具体的に提案書に記載すること。なお、最終的な内容は県と協議の上、決定する。

(5) 業務実施計画

業務の実施にあたっては計画書を作成の上、進行管理を行うこと。メディア露出の成果等の状況、広告換算額等の検証結果並びに事業効果の確認及び検証の結果について、毎月、県の担当者に報告し、業務進捗状況について確認を受けること。

業務の遂行にあたり、毎月1回以上、千葉県庁等で県担当者と定期的な打ち合わせを行うこととし、必要な資料や議事録を作成すること。

また、打ち合わせ以外でも随時メール・電話等でやり取りを行い対応すること。

(6) 報告及び成果品

業務終了後、以下の内容を「実績報告書」としてまとめ、納品すること。

- ・本業務により実施した活動の実績
- ・本業務を通じて掲載されたメディア（番組や記事等）の実績
- ・本業務を通じてみられた意識変化や反響の実績

番組等の映像や音声は随時データ等にて、記事掲載等は印刷物にて納品すること。

5 業務実施体制

本業務が円滑に実施され、かつ高いPR効果の獲得が可能な体制を構築するため、本業務の責任者・担当者を配置し、やむを得ない場合を除いて変更してはならない。

6 経費

本業務の実施に係る一切の経費は委託料に含む。

なお、企画提案の内容を満たさない場合は委託料を減額するものとする。

7 著作権の譲渡等

この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 乙は、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第26条の2（譲渡権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権・翻案権等）及び第28号（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利及びその他の知的財産権は、すべて甲に無償で譲渡するものとする。
- (2) 成果品について、乙その他第三者が著作者人格権、実演者人格権、その他の人格的権利を有する場合には、甲及び甲の指定する第三者に対して当該権利を行使せず、また第三者が行使しないよう措置するものとする。
- (3) 成果品に含まれる第三者の著作権、肖像権その他すべての権利についての交渉、処理は乙が行うこととし、その経費は業務委託料に含むものとする。
- (4) 甲は、成果品を自由に使用し、又はこれを使用するに当たり、その内容等を変更することができる。
- (5) 乙は、甲の了解のもとに、成果品を使用することができる。
- (6) 本業務の遂行にあたり乙が独自に作成した著作物も成果品として甲に無償で引き渡すこととし、著作権の扱いは、（1）～（5）の規定を準用する。

8 業務の実施

- (1) 委託業務の実施にあたっては、乙は甲と必要な協議及び打ち合わせを行い、甲の指示に従い、誠実に業務を進めるものとする。
- (2) 契約書の内容は、別紙業務委託契約書（案）のとおりとする。
- (3) 委託契約締結後、社会情勢の変化等で本事業の内容の変更又は中止が生じる可能性がある。その場合の委託費用の取扱いに関しては、事業の進捗状況に合わせて甲乙協議の上決定する。
- (4) 本件契約は、令和8年度歳入歳出予算が令和8年3月31日までに千葉県議会で可決された場合において、令和8年4月1日に確定させる。
- (5) 本仕様書に定めのない事項又は仕様書に疑義が生じた場合は、随時協議の上、定めるものとする。